

# 不許可通知書

大阪市指令港湾第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長



大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する事務取扱要綱第5条の規定に基づき申請のあった件について、下記の理由により不許可としましたので、同要綱第6条の規定に基づき通知します。

1 申請年月日	年 月 日
2 建設場所	
3 理由	

(注意)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提訴することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。